

～子ども医療費等の受給者の皆様～

令和4年10月から 子ども等の医療費が県内全域で 現物給付方式に変わります

※市町村や医療費の種類によって実施状況が異なります。

対象となる医療費

埼玉県内の市町村が実施する

- ★ 乳幼児（子ども）医療費助成制度
- ★ 重度心身障害者医療費助成制度
- ★ ひとり親家庭等医療費助成制度

現物給付
とは

医療機関窓口で市町村が発行する受給者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組み

県内全域で現物給付の対象となる方

上記医療費助成制度の受給資格がある方（市町村によって現物給付の条件が異なります。）

※医療保険が適用される場合に限りです。

実施予定時期

令和4年10月（乳幼児医療費及び重度心身障害者医療費）

令和5年1月（ひとり親家庭等医療費）



埼玉県マスコット「コバトン」

変更内容

例えば子ども医療費においては、現在、主に居住市町村内の医療機関が現物給付の対象となっています。今回の変更により埼玉県内全域の医療機関が現物給付の対象となります。このため、市外在住の子どもについても、市内在住の患者同様、窓口での支払いは必要なくなります。

現行

給付方法	
市内	市外
現物給付	償還払い

変更後

給付方法	
市内	市外
現物給付	

※医療機関によっては、現物給付に対応していない場合もあります。

※市町村ごとの実施状況・問い合わせ窓口など、詳細は下記ホームページに掲載しています。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0702/kennaigenbutu.html>

検索 埼玉県 現物給付



お問い合わせ 埼玉県 保健医療部 国保医療課 ☎048-830-3364



さいたまっち